

第2回集団指導「令和5年度末まで経過措置が設けられた令和3年度介護報酬等の改定事項関係（パワーポイント指導）」のQ&A

No.	対象サービス	質問事項	質問内容	回答	参考事項
1	全サービス共通	業務継続に向けた取組の強化	業務継続計画の作成に際し、たたき台のようなものはあるか。	「たたき台」はありません。 施設・事業所ごとに、対策方針、立地条件、職員構成、職員の通勤距離、通信手段、情報収集方法、備蓄等は様々です。 第1回集団指導「業務継続計画の策定等 振り返り研修（パワーポイント指導）」で紹介した、企業などが行う無料コンテンツや厚生労働省の「業務継続ガイドライン」等を活用してみてください。	第1回集団指導「業務継続計画の策定等 振り返り研修（パワーポイント指導）」は、松江市のホームページに掲載しています。
2	全サービス共通	業務継続に向けた取組の強化	感染症対策における研修・訓練と業務継続における研修訓練は1回（同時に）開催することにより、両方の要件を満たすと考えてよいか	概ね貴見のとおり 基準省令で定められている「衛生管理等」の『感染症の予防まん延防止のための研修及び訓練』及び「業務継続計画の策定等」の『感染症に係る研修・訓練』については、貴見の通りで良いと考えます。 一方、「業務継続計画の策定等」には『災害に係る研修・訓練』も必要ですので、別途行ってください。 なお、同日に『感染症のまん延防止のための研修・訓練』及び『感染症に係る研修・訓練』と『災害に係る研修・訓練』を行うことを妨げるものではありませんが、『感染症』と『災害』は明確に時間を分けて行う必要があると考えます。 また、『研修』と『訓練』は異なるものですので、明確に分けて行う必要があります。	基準省令（赤本） ○衛生管理＞感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ・(例) 訪問介護 P64～P65 ○業務継続計画の策定等＞研修及び訓練 ・(例) 訪問介護 P63～P64 上述は訪問介護の場合の例です。各サービス毎に、赤本にそれぞれ記載がありますので、参照してください。
3	全サービス共通	業務継続に向けた取組の強化	研修・訓練の実施について、それぞれ年内に行うのは (1)入職時の研修 (2)研修は、感染症に係る業務継続内容1回、災害に係る業務継続内容を1回 (3)訓練は、感染症に係る業務継続内容1回、感染に係る業務継続内容を1回を実施すると解釈してよいか。	「研修・訓練の実施」の回数については、基準省令において次の様に定められています。 ○研修 1. 定期的研修 (1)居宅系サービス（入居系サービスを除く）及び居宅介護支援 1回以上/年 (2)入居系サービス・施設系サービス 2回以上/年 2. 新規採用時研修 全サービス共通 ○訓練 1. 定期的訓練 (1)居宅系サービス（入居系サービスを除く）及び居宅介護支援 1回以上/年 (2)入居系サービス・施設系サービス 2回以上/年 「感染症に係る業務継続計画」と「災害に係る業務継続計画」はそれぞれ性質が異なる計画であることから、それぞれに上記の回数を行う必要があると考えます。 一方で、研修・訓練に要する時間が通常のサービス提供に影響を与えない工夫が必要となります。施設・事業所において、効果的な年間スケジュールを組んでいただくなどの対応をお願いいたします。	○居宅系サービスとは ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与・販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護 ○入居系サービスとは 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 ○施設系サービスとは 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
4	全サービス共通	業務継続に向けた取組の強化	訓練内容は総合訓練や机上訓練があると考えるが、安否確認訓練（緊急連絡網やメール）は訓練として認められるか。	基準省令において、具体的な訓練内容は示されていませんが、基準省令の解釈通知において、次の様に解説されています。 「訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。」 よって、基準省令の解釈通知に基づき、それぞれの施設・事業所の体制に則した方法で行っていただければ良いものと考えます。	
5	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	口腔衛生管理体制の強化	口腔衛生管理体制について、別紙様式3「口腔衛生管理加算様式（計画書）」を用いて歯科医師等から受けた助言を基に、全利用者の計画を作成するということがよいか。	概ね貴見のとおり。 別紙様式3「口腔衛生管理加算様式（計画書）」（以下「別紙様式3」と記す）は報酬告示における口腔衛生管理体制加算を取得し算定するための計画書です。 「口腔衛生の管理」は入所系施設で基準省令において必須となるもので、上述の加算を算定することが前提でないため、必ずしも別紙様式3を用いる必要はなく、基準省令の解釈通知に基づく対応をしていただくことが必須となるものです。 ただし、基準省令の「口腔衛生の管理」と報酬告示の「口腔衛生管理体制加算」のそれぞれの要件はほぼ等しいものであるため、別紙様式3で基準省令の「口腔衛生の管理」を行うことを妨げるものではありません。	基準省令（赤本）「口腔衛生の管理」 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者説克介護 P755～P756 ・介護老人福祉施設 P902～P903 ・介護老人保健施設 P1034 ・介護医療院 P1167 報酬告示（青本）「口腔衛生管理体制加算」 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P784～P785 ・介護老人福祉施設 P938～P939 ・介護老人保健施設 P1002～P1003 ・介護医療院 P1228～P1229

上述の参考ページは、松江市の介護保険課が活用している令和3年4月版介護報酬の解釈（いわゆる青本・赤本）からの引用です。

青本：令和3年4月版介護報酬の解釈1「単位数表編」
赤本：令和3年4月版介護報酬の解釈2「指定基準編」